

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成24年8月7日（火曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（36名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局係長	津谷 和子 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 農業者の高齢化が進んでおり岐阜県の農業者の平均年齢は、69.45才であるとのことでした。そこで、8月2日に開催されました企業の農業参入法人の研修会に行ってきましたが、農地法の改正により一般の企業が農業の分野へと手を広げることができるようになり、土木業者などは重機を使うことで農業への参入が比較的容易となるため、今後は活動が増えてくるかと思えます。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） いつも関市の農政にご支援、ご協力ありがとうございます。日頃から農業団体のまとまりの強さを感じております。今後とも、どうかよろしくをお願いします。暦の上では本日から秋となっておりますが、まだまだ暑い日が続くかと思われますので皆様、お身体にはお気をつけください。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。会議規則第8条により委員全員の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

29番 日置 香委員、30番 藤川 勝委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北東70mほどに位置する田2筆、計3.40㎡です。

譲受人は、市の用地買収による残地では耕作できないため、整理したいという譲渡人の申し出を受け、これを譲り受け、農作業の効率化を図るものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、下有知歯科診療所の北西90mほどに位置する畑、168㎡です。

譲受人は、申請地の取得により農地の形状が良くなり利用しやすくなることから交換により譲り受けたいというもの。譲渡人も交換する農地が利用しやすいため申し出に応じ譲り渡すものです。

交換となる土地は、3条申請3番の案件です。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

3番の案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、下有知歯科診療所の北西100mほどに位置する畑、67㎡です。

譲受人は、申請地の取得により農地の形状が良くなり利用しやすくなることから交換により譲り受けたいというもの。譲渡人も交換する農地が利用しやすいため申し出に応じ譲り渡すものです。

交換となる土地は、3条申請2番の案件です。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

2番、4番の案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、下有知地内、下有知歯科診療所の北20mほどに位置する畑、計2筆と美義工業㈱の南西100mほどに位置する農振農用地の田1筆、計3筆、3,203㎡です。

譲受人は、農業経営拡張のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、仕事が忙しく農業経営が十分にできないため、申し出に応じたものです。

7月19日に現地確認をし、田及び畑で農地性有りと確認しました。

3番の案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は、塔之洞地内、関市民球場の北東400mほどに位置する田、1,296㎡です。

譲受人は、農業経営拡張のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢で農地の維持管理が困難なため、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、側島地内、側島公民館の北80mほどに位置する市道沿いの農振農用地の畑、350㎡です。

譲受人は、農業経営の拡張を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住し、農地の維持管理が困難なため申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、7番の案件は、位置図は7ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、関市農村婦人の家の北200mほどに位置する市道沿いの農振農用地の田、28㎡です。

譲受人は、自己の所有する農地が山林に近く、営農に苦慮しており、申請地と交換したいとの譲渡人の申し出に応じたものです。

交換となる土地は、5条申請11番の案件です。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保地内、上之保浄化センターの北100mほどに位置する農振農用地の畑、計4筆、2,318㎡です。

譲受人は、申請地の隣接地に居住し、農地を譲り受け、農業を始めたい。譲渡人は老齢となり、自宅から離れた申請地の耕作管理が難しいため申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計8件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 2番、3番、4番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 同じく2番、3番、4番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 5番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 6番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 7番について異議ありません。

○21番（土屋尊史君） 8番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の8件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、迫間地内、メイラ㈱関第2工場の南西150mほどに位置する、農振農用地の田、888㎡です。

申請地は、水捌けが悪く、土地形状が三角地であることから、農作業の効率も悪く稲作に不向きなため、嵩上げし、野菜畑としたいというものです。

7月18日に現地確認をし、一部が盛り土の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

一時転用の期間は、許可日から平成25年1月31日までとしています。

続いて、2番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南150mほどに位置する田、429㎡です。

申請人は、現在妻の実家に仮住まいしているが、相続により申請地を取得したので、自身の一般個人住宅を建築したいというものです。

7月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅・事業施設が連坦している区域に隣接しているため第2種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は11ページになります。

申請地は、広見地内、広見北山バス停の北西100mほどに位置する、田1筆、畑1筆、計2筆174㎡です。

申請人は、5条同時申請12、13番の自己の住宅建築予定地が道路に接していないため、宅地

への進入路としたいというものです。

7月18日に現地確認をし、道路の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○5番（小川亮二君） 1番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 2番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

1番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は、豊岡町地内、長良川鉄道関口駅の南東200mほどに位置する田3筆、計421㎡です。

譲受人は、現在居住している住宅が手狭になっているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、近隣の宅地化が進み農薬散布に支障をきたしており、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの北20mほどに位置する田2筆、計474㎡です。

譲受人は、現在、家族と北側隣接地に居住しているが、手狭になっているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、耕作用具の不足で農地管理に支障をきたしており、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転は、申請地は、大杉地内、共進金属工業所大杉工場の東30mほどに位置する畑、260㎡です。

譲受人は、申請地西側で自動車販売・修理業を営んでおり、業務拡大により車両置き場を確保したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は15ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、巾3丁目地内、安藤内科胃腸科医院の南東150mほどに位置する田、152㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、両親と同居しているが、独立するため隣接の申請地に住宅を建設したい。使用貸人は申し出に応じ貸し付けるもの。使用貸借の期間は、50年間としています。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、5番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、JAめぐみの本店の西300mほどに位置する、県道沿いの田、667㎡です。

申請人は、市内のアパートに居住しているが、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農地として維持が困難であり、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、用途地域内のため、農地の区分は第3種農地と判断されます。

事業計画変更の1番の案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、桐谷公民館の南180mほどに位置する、田1筆、畑1筆。計2筆、1,156㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、日照が悪く農地に適さないため植林したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、原野・山林の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は、東本郷通4丁目地内、東本郷公園の西120mほどに位置する、市道沿いの田、436㎡のうち231.40㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、妻の実家の離れに居住しているが、手狭になっているため申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、申し出に応じるものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は19ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、広見地内、武芸川浄化センター、国道418号を挟んで北東側に位置する田、計4筆、8,775㎡です。

賃借人は、申請地を借り受け、メガドラッグストアを建設したい。賃貸人は、申し出に応じ貸し付けるもの。賃貸借の期間は、30年間としています。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、周辺の宅地化、事業施設の状況から、第2種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、(株)グリーンベル関工場に接する田1筆、畑1筆。計2筆、383㎡です。

譲受人は、申請地の南側で製造業を営んでいるが、従業員及び物流量の増加により、駐車場を確保したい。譲渡人は、周辺の宅地化により農地の維持が困難となっており、申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。7月18日に現地確認をし、1筆が雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は21ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、広見バス停の北150mほどに位置する田、計2筆、667㎡です。

譲受人は、申請地の隣接地に寺院を構えているが、参拝者駐車場がないため、当申請地を駐車場として利用したい。譲渡人は、寺院住職であり、譲受人の申し出に応じ、寄付により申請地を譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は、広見地内、広見バス停の北150mほどに位置する畑、204㎡。

譲受人は、申請地の隣接地に寺院を構えているが、参拝者駐車場がないため、当申請地を交換により譲り受け、駐車場として利用したい。

譲渡人は、譲受人の申し出を受け、申請地を譲り渡し、代替え地の提供を受けるもの。7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

3条許可申請の7番の案件と同時許可案件です。

続いて、12番の案件は、位置図は23ページになります。

所有権移転で、申請地は、広見地内、広見北山バス停の北西100mほどに位置する田、111.57㎡です。

譲受人は、現在の住居が手狭になっているため、申請地を譲り受けて自宅の庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出により譲り渡すもの。7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

4条許可申請の3番、5条許可申請の13番の案件と同時許可案件です。

続いて、13番の案件は、位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、広見地内、広見北山バス停の北西100mほどに位置する田、計2筆、211㎡です。

申請人は親子で、使用借人は、親と同居しているが、手狭になったため、申請地と使用貸人の所有する住宅を一体利用し自己の住宅を建設したい。使用貸人は申し出に応じ貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、30年間としています。

7月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

4条許可申請の3番、5条許可申請の12番の案件と同時許可案件です。

続いて、14番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は広見地内、㈱グリーンベル関工場敷地の北東に隣接する田、320㎡のうちの15.45㎡です。地積測量図の添付があります。

譲受人は、製造業を営んでいるが、従業員及び物流量の増加により駐車場を確保したい。譲渡人は、周辺の宅地化により農地の維持が困難となっており、申し出に応じ申請地を譲り渡すもの。

7月18日に現地確認をし、1筆が雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、15番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転で、申請地は山田地内、㈱ダイソー関南店の北60mほどに位置する国道沿いの田、128㎡です。

譲受人は、申請地の南西に居住し美容院を経営しているため、自家用車の駐車場を確保したい。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、16番の案件は、位置図は27ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は池尻地内、国道418号池尻信号機交差点の南東角に位置する田、1筆、137㎡、畑、1筆、564㎡のうち254.77㎡、計2筆、391.77㎡です。

使用借人は、アパートに居住しているが、家族が増え手狭になっているため、申請地を祖父より借り受け住宅を建設したい。使用貸人は高齢となり耕作が困難なため申し出に応じ貸し付けるものです。使用貸借の期間は、20年間としています。

7月18日に現地確認をし、田畑で農地性有り確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、17番の案件は、位置図は28ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、関警察署の南西50mほどに位置する田、452㎡です。

賃借人は、申請地の隣地に喫茶店を経営するため、店舗駐車場として利用したい。貸借人は高齢のため耕作が困難なため、申し出に応じるものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

賃貸借の期間は20年間としています。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、18番の案件は、位置図は29ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬地内、スーパー三心関店の北150mほどに位置する登記簿地目が宅地で、現況地目が畑、114.26㎡です。

譲受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け庭として利用したい。譲渡人は譲受人の隣地に居住していたが、転居することになり、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断しています。

続いて、19番の案件は、位置図は30ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は小屋名地内、小屋名公民センターの南東250mほどに位置する農振農用地の田、計9筆、7,577㎡です。

借受人は砂利採取及び販売業を営んでおり、申請地に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。貸付人は申し出に応じるものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

一時転用の期間は、1年間としています。

続いて、20番の案件は、位置図は31ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、下之保地内、食品スーパー「マツオカ」の北側に隣接し、県道沿いに位置する田、計6筆、5,555㎡です。開発許可申請の協議中です。

借受人は、申請地を借受け店舗（ホームセンター）を建設したい。貸付人は申し出に応じるものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、21番の案件は、位置図は32ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保地内、上之保浄化センターの北100mほどに位置する畑、1,891㎡のうち488.15㎡です。

譲受人は、申請地に隣接する住宅を購入するため、申請地を、住宅敷地への進入路、車庫及び物置用地としたい。譲渡人は、申請地から離れて居住しており、耕作管理が十分にできないため、譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、22番の案件は、位置図は33ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保地内、河合建設㈱の北250mほどに位置する畑、320㎡です。

譲受人は、申請地に隣接する住宅を購入し、申請地を譲り受けて物置及び庭として利用したいと

いうもの。譲渡人は、申請地から離れて居住しており、管理が十分にできないため、譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断しています。

続いて、23番の案件は、位置図は34ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、上之保地内、横越集会所の南西120mほどに位置する県道沿いの畑、774㎡です。

借受人は、土木建築業を営んでおり、申請地の近くに会社があるが、車両、資材置場が手狭なため申請地を借受けて利用したいというもの。貸付人は、高齢となり、管理が十分にできないため、貸付けるものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断しています。

続いて、24番の案件は、位置図は35ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、上之保地内、横越集会所の南西130mほどに位置する県道沿いの田、370㎡です。

借受人は、土木建築業を営んでおり、申請地を借受けて倉庫と事務所を建築したいというもの。貸付人は、経営する会社に貸付けて支援するものです。

7月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため第2種農地と判断しています。

続いて、25番の案件は、位置図は36ページになります。

所有権移転で、申請地は、板取地内、板取保木口体育館の南西50mほどに位置する県道沿いの畑、12㎡です。

譲受人は、自宅の車庫が老朽化したため隣接の申請地を譲り受けて車庫敷地として利用したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

以上、所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計25件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 3番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 4番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 5番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 6番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 7番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番について異議ありません。

○15番（山本 武君） 15番、16番、17番、18番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 19番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 20番について異議ありません。

○21番（土屋尊史君） 21番について異議ありません。

○23番（丹羽喜和君） 22番、23番、24番について異議ありません。

○29番（日置 香君） 25番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の25件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計25件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は37ページになります。

申請地は、下有知地内、JAめぐみの本店の西300mほどに位置する県道沿いに位置する田、667㎡です。

当初事業計画者は、昭和61年1月に転用許可により、貸駐車場として利用する計画で土地を購入しました。しかし、申し込みがなく維持管理の負担が大きいため、一般個人住宅を建設する計画で土地を探していた継承者に譲り渡すこととしたものです。

7月19日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

5条許可申請の5番の案件と同時許可案件です。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○8番（大澤慶一君） 1番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの6筆、使用貸借権の設定に関するもの20筆、計26筆の、計14件について、承認を求められています。更新が6筆で、新規が20筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が26筆で、計35,958㎡。地区は、千疋、広見、肥田瀬、武芸川町平の4地区です。

設定を受ける者は、プラス株ほか、計4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

1番の案件は、農振農用地外の田 2筆、1,179㎡です。

合意解約日は、平成24年7月10日で、土地引渡日は、平成24年11月1日です。

2番の案件は、農振農用地内の田、1筆、1,861㎡です。

合意解約日は、平成24年6月28日で、土地引渡日は、平成24年9月30日です。

3番の案件は、農振農用地内の田、2筆、4,750㎡です。

合意解約日は、平成24年7月23日で、土地引渡日は、平成24年7月23日です。

以上、合意解約3件につきまして、報告いたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は9月7日午前10時からの予定です。また、総会終了後、岐阜グランドホテルにて平成24年度農業委員研修会があります。

また、8月の主な行事予定は、8月17日が転用申請等受付締切日で、8月20日、21日が転用申請等現地確認日で8月28日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時20分 閉会